

# 業務指示書

## バングラデシュ国沿岸部及び内陸河川部における船舶事故・災害救助体制強化計画 準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月17日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：船舶設計に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／建造計画／維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：船舶設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 運航計画／機関設計】

- 1) 類似業務の経験：船舶設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

※一般管理費の10%加算について

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することが出来るものとします。ただし、本措置は暫定的に9月末までの業務に適用するものとし、その後の対応については適宜JICAより案内を行い、必要に応じて契約変更を行うこととします。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.40327 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／建造計画／維持管理計画  
運航計画／機関設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.49 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月12日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ② 業務の実施方針等
  - ③ 業務従事予定者の経験・能力
  - ④ 若手育成加点\*
  - ⑤ 価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国沿岸部及び内陸河川部における船舶事故・災害救助体制強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／建造計画／維持管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 運航計画／機関設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュは、国土の約9割が標高10m以下の低平地である世界最大規模のデルタ地帯に位置しており、国土の約7% (9,770 km<sup>2</sup>) が水に覆われ、河川の総延長は24,000km、雨季には5,968km、乾季には3,865kmが内陸水上交通に利用されている。登録済船舶（内陸水運）は9,367隻（JETRO（2016））で、その6割以上を土運船と貨物船が占めており、また、主要河川港における貨物の積出量は約23百万トンと、過去4年間で約6割増加している（JETRO（2016））。年間旅客数は8,780万人（バングラデシュ内陸水上交通公社）で、南部（ダッカークルナ間）が北部（ダッカーシレット間）の3倍以上と、南部の内陸水上交通に集中している（世界銀行（2007））。過密な状態の南部を中心に船舶が行き交う内陸河川では、主に過積載、衝突、荒天等によって、2015年には60件の重大な船舶事故が発生し、船舶事故による死者数は2000年～2015年の間で累計5,117人に達し世界でも最大級の水準にある<sup>1</sup>。近年でも、2012年3月にダッカ南方のメグナ川でフェリーがタンカーと衝突して沈没し147人が死亡、2014年8月にはパドマ川で約250人を乗せたフェリーが荒天のため転覆し110人が死亡等の大事故が発生している。

また、当国は、雨季には大型サイクロンが度々ベンガル湾から来襲し、沿岸部で遭難事故が多発するなど、地理的に自然災害の影響を受けやすい地域である。

沿岸部及び内陸河川部における人命救助は主に内務省傘下のバングラデシュ沿岸警備隊（Bangladesh Coast Guard、以下「BCG」という。）が担っており、過積載・衝突等の船舶事故や自然災害による遭難時の救助・医療活動や救援物資運搬等を行っている。職員の大半は海軍からの出向者が占める。BCGでは、既存の基地に併設して救助者の応急処置や一時避難のための設備を備えた沿岸地域災害管理センターを全国に30箇所建設し、各センターに少なくとも救助艇1～2隻を配備することによって、迅速かつ効率的な救助・救援体制を敷くことが計画されている。しかし、BCGが保有する救助艇は27隻と計画の半数程度しかカバーできておらず、過去1年間の60件の船舶事故のうち出動できた回数は40回に留まり、また出動できた場合にも、救助艇の大半は20年以上使用され性能が劣化していること等を背景に、事故現場への到着に時間を要し、救助活動が遅れるケースが多発している。後を絶たない船舶事故や自然災害に十分に対応するためには救助艇の拡充等が喫緊の課題となっている。

本事業は、こうした課題に対応するものであり、当国の開発政策、我が国の援助方針及びJICAの分析にも合致し、更に、海洋分野の資源を活用し持続可能な開発促進に向けて協力する意思を表明した「日バングラデシュ包括的パートナーシップ（2014年5月）」や、2015年3月に採択された仙台防災枠組み（2015-2030）の優先課題の一つである「強靱化に向けた災害リスク軽減への事前投資」の実現に資するものと考えられる。これらを踏まえ、本業務は、先方の事業計画を確認したうえで、救助艇整備に係る無償資金協力の実施の妥当性を確認したうえで適切な概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的とする。なお、本事業に関して2016年4月に基礎情報収集・確認調査を実施しており、BCG本部及びBCG西部管区との面談・現地視察を通じた情報収集を行っている。

<sup>1</sup> 出所：Abigail Golden (2016) *Ferry Fatalities – Findings* Worldwide Ferry Safety Association  
[http://www.ferrysafety.org/documents/MFA\\_2000-Jun\\_2015\\_Table.xlsx](http://www.ferrysafety.org/documents/MFA_2000-Jun_2015_Table.xlsx) (2016年6月21日アクセス)

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標

船舶事故や自然災害発生時の迅速な救助・救援体制の強化を図り、もって沿岸部及び内陸河川部における船舶事故及び自然災害による被害の軽減に寄与する。

### (2) 期待される成果

BCGに救助艇が整備され、海難救助能力及び災害対応能力が向上する。

### (3) プロジェクトの概要（要請の内容）

全長約20mの救助艇（4隻）、全長約9mの救助艇（20隻）

### (4) 対象地域

バングラデシュ国ダッカ管区（Chandpur Inland Port）、西部（Mongla Port）、南部（Payra Port）

### (5) 関係官庁・機関

#### 【監督省庁】

内務省（Ministry of Home Affairs）

#### 【実施機関】

バングラデシュ沿岸警備隊（BCG : Bangladesh Coast Guard）

### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 【日本】

1988年に我が国による「災害緊急援助」として小型救助艇49隻が整備されており、うち27隻が船舶事故及び自然災害時の救助のために現在も運用されている。これらの小型救助艇は、適切な維持管理により有効に活用されてきたが、船体の老朽化により順次代替が必要となっている。

#### 【他ドナー】

Dutch Health は世界銀行の Emergency 2007 Cyclone Recovery and Restoration Project の中で、BCG に対して救助艇 4 隻を供与した。また、米国は「人道支援事業」（2015）として、災害時の住民支援用施設「沿岸地域災害管理センター」30カ所の建設を進めており、本事業で供与する救助艇は同センターに係留し活用される予定。更に世界銀行は、「都市強靱化事業」（2015年～2023年）の中で、消防・市民防衛局に対して、都市災害用の消防救難艇供与支援を行う計画を有する。

## 3. 業務の目的

本事業の背景、目的および内容を把握し、本事業実施に対する我が国支援の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本調査は、バングラデシュ国から要請のあった「沿岸部及び内陸河川部における船舶事故・災害救助体制強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

##### (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を JICA において開催し、内容を確認する。

###### 1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

###### 2) 現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

###### 3) 報告書案説明調査派遣前

準備調査報告書(案)に基づき、計画内容を確認する。

###### 4) 報告書案説明調査派遣後

必要に応じて帰国報告会を開催し、バングラデシュ側と合意した内容に基づき、計画内容を報告する。

##### (3) 救助艇の整備条件及び運用状況モニタリング体制の確認

実施機関である BCG はその職員の 9 割以上が海軍からの出向者であるが、沿岸警備隊法(1994 年)に基づき内務省傘下に設立された組織であり、防衛省の管轄下にある軍とは指揮命令系統も含め別組織である。また、出向者は出向期間中軍人の名簿から抹消され、その職位、採用、昇進、その他労務条件については沿岸警備隊法が適用されると共に、給与及び諸手当も沿岸警備隊に計上された予算から支給されている。沿岸警備隊の業務は沿岸警備隊法に定められており、基本的には民生業務である。

本事業で整備を計画している船舶は、河川域における船舶海難救助やサイクロン等の災害救助を目的としているものであり、軍事目的への使用は想定されていないものの、事前に日本政府関係機関と十分に調整したうえで、第三者への移転や軍事目的で使用されることのない旨の整備条件、整備後の運用状況のモニタリング体制の構築についてバングラデシュ側への書面での確認も含め、対応を JICA において検討する。

##### (4) 船舶規模、建造隻数

救助艇に関し、要請内容は全長 20m クラスの救助艇 4 隻および全長 9m クラスの救助艇 20 隻であるが、本調査を通じて BCG の船舶整備計画(他ドナー支援を含む)、船

船運用計画等を勘案した上で、必要な規模、整備隻数の妥当性を検証する。

(5) 救助艇に搭載する機器の選定

救助艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、バングラデシュ国側の将来運航計画、既存の通信システムとの互換性、部品の調達事情、軍事目的への転用の可能性などを考慮のうえ、必要かつ妥当な機器を選定し、その仕様となるよう留意すること。

(6) 実施機関等の維持管理体制・技術レベルを踏まえた計画策定

実施機関の維持管理体制、内務省からの予算配分、技術力、外部修理施設の技術力・体制等を確認のうえ、実施機関による維持管理の難易度等を十分に考慮して計画に反映させること。また、整備機材に係るスペアパーツの入手可能性を事前に精査すること。

(7) 係留施設

本事業で整備される救助艇に必要となる係留施設は、バングラデシュ側が保有する既存施設及び整備中の「沿岸地域災害管理センター」を利用する予定である。同センターの整備スケジュール及び既存施設の設備については、現地調査時に確認すること。浮棧橋や防舷材などの簡易な係留施設の新設や補修などが必要となる場合は先方負担事項とする。特に 20m 級の救助艇については、適切な係留施設を確保できる場所に救助艇を配備するよう、コンサルタントは整備される救助艇の運用計画を策定すること。また、係留施設の設備等についてコンサルタントは必要な助言を行うこととする。

(8) 海上保安庁との協力

本事業に係る概略設計においては、海上保安庁から技術的な支援を適宜受けながら実施する。

- ・ BCG の海上保安活動の現況及び今後の活動計画に係る確認及び助言
- ・ BCG が保有する救助艇の維持管理状況の確認及び助言
- ・ 上記を踏まえて BCG に新たに配備する必要のある救助艇の規模、隻数などに係る助言
- ・ 救助艇の設計（船体、艙装、機関など）及び建造に係る技術的助言

(9) 防衛装備移転三原則に係る対応

概略設計説明調査後、本事業の政府承認に向けて我が国政府による防衛装備移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる。これら日本政府関係機関との各種調整は JICA が主体的に対応するが、コンサルタントは技術的観点からの技術的支援及び調整に必要な技術的資料作成等の業務が付随的に発生すること、これらの調整状況によっては業務のスケジュールが変更となる可能性があることなどに留意すること。

## 6. 業務の内容

(1) インセプション・レポート、質問票の作成

要請書及び関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握するとともに、調査全体の方針、方法及び作業計画、現地調査項目を整理し、調査計画を策定す



る。上記を踏まえて、インセプション・レポート、質問票（英文）を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯等の確認

- 1) 具体的な要請経緯、内容、目的、仕様等を確認する。
- 2) バングラデシュ国の国家開発計画等における本計画の位置付け及び本計画の意義を確認する。
- 3) バングラデシュ国における社会経済状況、実施機関の果たす役割、周辺海域での船舶事故・自然災害発生状況等を、既存資料のレビューを中心に調査した上で、救助艇整備の必要性、妥当性、緊急性を確認する。

(4) 海上保安活動・船舶整備状況調査

- 1) 海難救助活動、救助艇の運用指令等海上保安活動の実態調査を行い、海上保安活動実施における課題を確認・整理する。
- 2) BCG における最新の船舶整備計画（他ドナー支援を含む）等を確認するとともに、救助艇の将来の運用計画を確認する。
- 3) 将来の運用計画上、救助艇の配備が計画されている基地・海域等における、救助艇の運用体制、予算、施設・設備、組織、人員配置、等の現状及び将来計画を確認する。

(5) 他ドナー支援状況調査

海上保安分野における他ドナーや国際機関の協力実績及び予定を確認し、本事業との関連及び重複の有無等を確認する。なお、救助艇の整備を予定している他ドナー等の支援については、その内容を詳細に調査し、基本仕様や支援スケジュール、係留施設、要員確保等を確認する。

(6) サイト状況調査

- 1) 本事業整備する救助艇は西部管区および南部管区を中心に配備する計画となっており、同管区における係留施設、港湾施設の保安状況などを確認のうえ、救助艇の配備基地としての妥当性を検証する。特に、20m 級の救助艇の係留が想定される施設（BCG 側は西部管区の Mongla Port に 2 隻、南部管区の Payra Port に 2 隻を配備する意向である）については現地調査で状況を確認する方針とするが、スケジュールの関係で訪問が難しい場所や、9m 級の救助艇を配備する係留施設については図面での確認を行う。また必要とあれば、施設の建設や改修について、適切な係留場所をバングラデシュ側で確保することを本事業における救助艇整備の条件とする旨、バングラデシュ側と協議する。
- 2) バングラデシュ沿岸部及び内陸河川部における海象条件等について、既存資料を基に確認し、船舶の仕様に反映させる。
- 3) 安全管理の観点から、現地調査の期間は 6 月 3 日（土）～20 日（火）、同時に

滞在する人数の上限は JICA 団員を含めて 5 人を基本とするが、異なる日程・人数とする場合はプロポーザルにて提案すること。JICA 団員はサイト視察に必ずしも同行する必要はないが、技術参与（海上保安庁）はサイト視察にも同行する方針とする。なお、金曜日の入出国は極力避け、ラマダン終了後のイード休暇を含む 6 月 23 日（金）～6 月 27 日（火）の期間は原則渡航不可とする。

(7) 維持管理体制調査

- 1) 船艇の維持管理予算（船艇修繕費、船艇運航費）について、監督省庁の内務省からの予算配分、BCG の予算実績と将来計画、BCG の有する維持管理に係る技術力を確認し、BCG の維持管理能力を確認する。
- 2) 効率的な維持管理を行うため「予防的保守体制: Preventive Maintenance Policy (PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

(8) 船舶整備計画調査

- 1) 要請は全長 20m クラス 4 隻および 9m クラス 20 隻であるが、海上保安活動に求められる能力（活動する海域及び内容等）や海象条件を確認するとともに、BCG 所有の救助艇の能力、数量を確認し、同活動に対して本計画で整備される救助艇に求められる役割、能力、機能を検討し、本要請の妥当性を検証する。
- 2) 上記 1) で検討した救助艇仕様の案に基づいて、BCG の要望を詳細に確認する。

(9) プロジェクト内容の計画策定（船艇設計及び建造計画など）

JICA との協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）及び同マニュアル機材編（2016 年 4 月）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針
- 2) 基本計画（救助艇の基本仕様）
- 3) 概略設計図
- 4) 建造計画・調達計画

なお、船艇設計（救助艇の基本仕様及び概略設計図）及び建造計画・調達計画については、それぞれ以下の点に留意して検討する。

【船艇設計】

- 1) 救助艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、BCG の将来運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。また、BCG の所有又は所有する予定としている通信機器との整合性を可能な限り確保する。
- 2) BCG の技術レベルや運用・維持管理の難易度等を十分考慮し、設計に反映させる。
- 3) 救助艇特有の仕様・装備については、JICA から指示があった場合、海上保安庁からの技術的監修等を受けることとする。
- 4) 必要に応じて、先方負担事項となる浮棧橋、防舷材等の簡易な係留施設に係る新設もしくは補修に係る提言を行う。

【建造計画・調達計画】

- 1) 我が国造船会社の船台の空き状況を確認したうえで、適切な建造計画（調達・建造方針、建造上の留意点、調達監理計画、建造工程、輸送方法・工程等）を策定する。
- 2) 船舶輸出に際して必要な諸手続きを確認する。

#### （10）救助艇の整備条件及び運用状況モニタリング体制の確認

我が国が整備する救助艇が第三者への移転や、軍事目的に使用されることはないことを改めて確認すると共に、それが救助艇整備の条件であることを JICA と BCG の間で合意する。また、整備後の救助艇の運用に関し、第三者への移転や軍事目的に使用されないようにモニタリング体制について十分な体制を構築すべく、その旨をバングラデシュ側と協議する。この業務に関し、バングラデシュ政府や日本国政府との主体的な調整は JICA が実施するが、コンサルタントは技術的な観点に基づいた支援を行う。

#### （11）相手国負担事項の概要

相手国負担事項（係留施設の確保、各種工事許可の取得等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合にはその理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

#### （12）運用・維持管理計画の策定

整備される救助艇の運用・維持管理計画を、BCG の所掌業務・組織構造・人員体制・財政予算状況、技術水準、これまでの運用・維持管理実績を確認の上で検討する。また、整備する救助艇の維持管理に必要な費用について検討する。

#### （13）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同マニュアル機材編（2016年4月）を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。その際、安全対策の観点から必要な費用を含めるよう留意すること。

#### (14) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

#### (16) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

#### (17) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をバングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また、報告書公開の可否、範囲について準備調査報告書(案)をもとに具体的に確認する。

#### (18) 防衛装備移転三原則に係る対応の技術的支援

準備調査報告書(案)の説明・協議後、本プロジェクトの政府承認に向けて我が国政府による防衛装備移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる。その過程で関連資料の作成などが必要となることが想定されるため、主体的な対応は JICA が実施するものの、コンサルタントはその技術的支援を行う。現時点では詳細が未定なため、具体的な業務内容については JICA から追って指示する。なお、この段階での業務は、我が国政府による調整状況によってスケジュールの前倒しなど、変更となる可能性がある。

#### (19) 準備調査報告書等の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像写真集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

### 7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。インセプション・レポートの説明時に、配布先及び部数等を確認する。(5)から(8)を成果品

とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 2 部
- (2) インセプション・レポート : 英文 2 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 7 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 7 部、英文 15 部  
(機材仕様書 (案) を含む)
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
- (6) 機材仕様書 : 和文 3 部、英文 5 部
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚  
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 7 部及び CD-R 3 枚  
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 3 枚  
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月) 及び同マニュアル機材編 (2016 年 4 月) を、その他については「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン (2015 年 4 月改定版)」を参照することとする。

注 3) (8) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。なお、本事業では救助艇設計・建造という特殊性に鑑み、報告書公開有無、範囲について相手側と事前に十分確認することが必要。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2017年6月上旬より現地調査を行い、帰国後に国内解析（積算資料の審査に要する期間を十分に確保する必要がある）を行う。2017年11月中旬に概略設計説明調査を行い、その後、我が国政府による防衛装備移転三原則に係る対応の技術的支援を行い、2017年12月中旬までに概要資料、2018年1月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、概略設計説明調査後の我が国政府による防衛装備移転三原則に係る対応以降の工程については、我が国政府による調整状況によって業務のスケジュールが変更となる可能性がある。

項目	時期									
	2017年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018年 1月	
事前準備	□									
第1回現地調査		■								
国内解析			□							
第2回現地調査							■			
概要資料提出								▲		
準備調査報告書提出									▲	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安：約 13.5 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／建造計画／維持管理計画（2号）
- 2) 船体設計
- 3) 運航計画・機関設計（3号）
- 4) 艙装・電気通信設計
- 5) 機材・調達計画／積算

※総括／建造計画／維持管理計画団員は救助艇の維持管理を、運航計画・機関設計団員は救助艇の運航を考慮した機関設計を念頭において業務を実施する。

#### 3. 貸与資料

- 1) 無償資金協力要請書

## 2) 基礎情報収集・確認調査概要報告書

なお、貸与資料については、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ(03-5226-8149 担当：田口)まで問合せ願います。

## 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)

### (1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括、技術参与(海上保安庁)、計画管理
- 2) 調査行程：約5日間(ただし、技術参与は現地調査に全日程同行する)
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### (2) 第二回現地調査(報告書案説明)

- 1) 団員構成：総括、技術参与(海上保安庁)、計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要がある場合は、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行い、費用を見積中に計上すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載すること。また、安全対策の観点から必要な対策についてもプロポーザルに記載すること。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」(2012年11月)の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 安全管理

- (ア) 現地調査/業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前(遅

くとも出発の14営業日前)に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ①機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。
- ②機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者(日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む)が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- ⑥バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。
- (イ)有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保(可能な限り複数)し、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯電話(スマートフォン等)に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- (ウ)バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- (エ)宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICAバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料がJICA基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- (オ)執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であってもJICAバングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあ



たっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

(カ) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

(キ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

(ク) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

(ケ) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

